

立川市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 10 月 24 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

委員の構成及び人数の見直しによる。

立川市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例

立川市長期総合計画審議会条例（昭和46年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>18人</u>以内をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</p> <p>(1) 関係市民団体が推薦する者 7人以内</p> <p>(2) 市民 4人以内</p> <p>(3) 学識経験を有する者 <u>6人</u>以内</p> <p>(4) 市長の部内の職員 1人</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>16人</u>以内をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</p> <p>(1) 関係市民団体が推薦する者 7人以内</p> <p>(2) 市民 4人以内</p> <p>(3) 学識経験を有する者 <u>4人</u>以内</p> <p>(4) 市長の部内の職員 1人</p> <p>2 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。